

## 8 . 上下水道専門部会

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	設計審査手数料及び工事検査手数料																	
調整の内容	堺市制度に統一する。																			
現 況			調整の具体的内容																	
堺 市		美 原 町																		
<p>名称：設計審査手数料及び工事検査手数料 内容： 給水装置を新設・改造または撤去する場合 1 設計審査手数料 2 工事検査手数料 (1) 装置検査手数料 (2) 分岐工事検査手数料 (3) 工事用給水検査手数料 を、メーター口径に応じて、徴収する。</p> <p>&lt;例&gt; 給水装置が存在しない場所に、工事用の給水を受けながら、新たに標準的な住宅( 20mm)を建設するときの手数料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">設計審査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 4,100 円</td> </tr> <tr> <td>装置検査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 4,200 円</td> </tr> <tr> <td>分岐工事検査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 6,200 円</td> </tr> <tr> <td>工事用給水検査手数料</td> <td style="text-align: right;">... 2,600 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">... 17,100 円</td> </tr> </table>		設計審査手数料	... 4,100 円	装置検査手数料	... 4,200 円	分岐工事検査手数料	... 6,200 円	工事用給水検査手数料	... 2,600 円	合計	... 17,100 円	<p>名称：設計審査及び工事検査手数料 内容 給水装置を新設・改造または撤去する場合、新設工事及び全部改造工事とその他の工事等に区別し、それぞれの給水工事申請にかかる設計審査及び工事検査手数料をメーター口径に応じて徴収する。</p> <p>&lt;例&gt; 給水装置が存在しない場所に、工事用の給水を受けながら、新たに標準的な住宅( 20mm)を建設するときの手数料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">設計審査及び工事検査手数料 給水管引込工事(止水栓まで)に係る手数料</td> <td style="text-align: right;">...2,300 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の工事に係る手数料</td> <td style="text-align: right;">...2,300 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">... 4,600 円</td> </tr> </table>		設計審査及び工事検査手数料 給水管引込工事(止水栓まで)に係る手数料	...2,300 円	上記以外の工事に係る手数料	...2,300 円	合計	... 4,600 円	堺市の基準に統一する。
設計審査手数料	... 4,100 円																			
装置検査手数料	... 4,200 円																			
分岐工事検査手数料	... 6,200 円																			
工事用給水検査手数料	... 2,600 円																			
合計	... 17,100 円																			
設計審査及び工事検査手数料 給水管引込工事(止水栓まで)に係る手数料	...2,300 円																			
上記以外の工事に係る手数料	...2,300 円																			
合計	... 4,600 円																			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	証明手数料	
調整の内容	堺市制度に統一する。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：証明手数料 内容 水道使用者から申請のあった事項に対して、事実の証明を行なう。</p> <p>証明を行う主な内容 水道使用証明 ・「水道使用開始年月日」 ・「現在使用中の年月日」 ・「水道使用休止年月日」 水道料金等納付済証明 ・「当該水道料金等請求月分の納付済額」 契約事務における取り引き証明 ・「契約名称」 ・「履行期間」 ・「契約金額」 上記 ～ について、証明書の発行を行う。</p> <p>証明手数料 … 200 円 / 件</p> <p>根拠条例 … 堺市水事業給水条例第 31 条</p>		<p>名称：証明手数料 内容 水道使用者から申請のあった事項に対して、事実の証明を行なう。</p> <p>証明を行う内容 美原町手数料条例 別表第 10 における「前各項に定めのない事項に関する証明」に該当する証明書を発行する。</p> <p>証明手数料 … 200 円 / 件</p> <p>根拠条例 … 美原町手数料条例第 2 条</p>		堺市の基準に統一する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	関係項目	加入金(分担金)	
調整の内容	堺市制度に統一する。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：加入金 内容： 給水装置を新設する場合は、メーター口径別に加入金を徴収する。 &lt;例&gt;標準的な住宅の建設に伴い、給水装置を新設する場合の加入金 20mm ... 73,500 円</p> <p>給水装置を増径する場合は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額を徴収する。 &lt;例&gt;住宅の建て替えに伴い、給水装置を 13mm から 20mm に増径する場合の加入金 ... 0 円 ( 20mm - 13mm) = (73,500 円 - 73,500 円)</p> <p>貯水槽給水方式の場合は、集約管の最大口径をメーター口径とみなし、該当する口径の加入金を徴収する。 &lt;例&gt; 2 5 戸の共同住宅の建設に伴い、貯水槽方式 ( 50mm の集約管)で給水装置を新設する場合の加入金 50mm ... 1,312,500 円 (注)金額は、税込み</p> <p>・収入予算...資本的収入 ・根拠条例...堺市水道事業給水条例第 30 条、第 30 条の 2</p>		<p>名称：分担金 内容 給水装置を新設する場合は、メーター口径別に分担金を徴収する。 &lt;例&gt;標準的な住宅の建設に伴い、給水装置を新設場合の分担金 20mm ...157,500 円</p> <p>給水装置を増径する場合は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金の差額を徴収する。 &lt;例&gt;住宅の建て替えに伴い、給水装置を 13mm から 20mm に増径する場合の分担金 ...21,000 円 ( 20mm - 13mm) = (157,500 円 - 136,500 円)</p> <p>貯水槽給水方式の場合は、各戸ごとの水道メーターの口径に応じた分担金の合計額を徴収する。 &lt;例&gt; 2 5 戸の共同住宅の建設に伴い、貯水槽方式 ( 50mm の集約管)で給水装置を新設場合の分担金 20mm × 25 ... 3,937,500 円 (注)金額は、税込み</p> <p>・収入予算...資本的収入 ・根拠条例...美原町水道事業給水条例第 36 条</p>		堺市の基準に統一する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	関係項目	間接経費(道路手続き関係費)	
調整の内容	堺市制度に統一する。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：間接経費(道路手続き関係費) 内容 給水装置を設置するにあたり、公道上に給水管を布設しなければならない場合、水道局から道路管理者に道路占用許可申請を行なっているが、その業務に関する諸費用を給水装置工事申込者から徴収する。</p> <p>道路手続き関係費 市道掘削 ... 3,600 円 市道占用 ... 15,900 円 府道里道 ... 22,100 円 国道占用 ... 34,400 円 上記金額に 100 分の 105 を乗じた額を徴収する。</p>		<p>名称：道路手続き関係事務経費 内容 給水装置を設置するにあたり、公道上に給水管を布設しなければならない場合、水道事業所が道路管理者に対し道路占用許可申請を行なっているが、給水装置工事申込者から直接、道路手続き関係事務に係る経費を徴収していない。</p>		堺市の基準に統一する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(上水道)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（上下水道関係）	関係項目	自己水源の取扱い
調整の内容	合併時は現行のとおりとするが、合併後、廃止の方向で検討する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
自己水源無し 大阪府営水道より、浄水を全量受水している。	<p>名称：自己水源の取扱い 内容</p> <p>現在の美原町の水源は、大阪府営水道からの受水と自己水源としての深井戸である。</p> <p>深井戸から揚水した自己水は浄水処理を行い、年間約172万m<sup>3</sup>を給水し、給水量全体の約30%を占めている。</p> <p>しかし、自己水源を取り巻く状況は次のとおりである。</p> <p>近年、徐々に揚水量が低下する傾向にあり、今後共安定した揚水量が見込めない。</p> <p>浄水施設の老朽化に伴い、高度処理を含む施設の更新及び耐震化対策等にかなりの費用を要する。</p> <p>将来、水質基準の強化が図られた場合、新たな設備投資が必要となる。</p> <p>このようなことから、自己水源の取扱いは、廃止の方向で検討を行っている。</p>		合併後において、当面は現行のとおりとするが、廃止の時期については、現有施設（浄水施設）の更新にかかる投資効果及び揚水量や水質面を考慮し、決定する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(下水道)

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	私道排水設備工事補助金
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に新市で調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：私道排水設備工事補助金制度</p> <p>目的</p> <p>排水設備の整備を促進し、水洗便所の普及を図ることにより環境衛生の向上に資するため、私道に排水設備を設置する工事を行う者に対し、予算の範囲内において堺市私道排水設備工事補助金を交付する。</p> <p>(適用条件)</p> <p>私道の幅員が1メートル以上あり、支障なく工事が可能なこと。</p> <p>私道に排水設備を設置しなければ公共下水道に接続できない家屋(公道に接する家屋を除く。)が2戸以上(所有者を同じくする家屋は1戸として数える。)あり、その3分の2以上が直ちに宅地内の水洗化改造工事を行うこと。</p> <p>私道敷地の土地所有者全員の土地使用承諾書を提出できること。</p> <p>受益者負担金の滞納がないこと。</p> <p>沿道の方から代表者を選任できること。</p> <p>(補助金額)</p> <p>私道排水設備の工事費(ただし、市が定めた基準により算定した額がその金額に満たないときには市の査定額)の排水設備工事及びそれに伴う地下埋設物の移設工事については100分の95、舗装復旧工事については100分の80を乗じて得た額</p>		<p>名称：</p> <p>内容：全額公費負担</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に新市で調整する。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(下水道)

協定項目	24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	関係項目	私道公共負担金	
調整の内容	堺市制度に統一する。当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。			
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町		
<p>名称：私道公共負担金（私道公共下水道布設制度） 内容 私道に隣接する市民の要望により、市が私道内に公共下水道を設置する。 汚水ますは、設置後の公共下水道と同様に、市が維持管理を行う。</p> <p>(適用条件) 私道の両端が公道に接続（通り抜け道路）し、現に一般の通行の用に供されていること。 私道の幅員が1.5メートル以上あり、公共下水道工事が可能であること。 私道に面する家屋（公道に面する家屋を除く）が2戸以上（所有者を同じくする家屋は1戸として数える。）あること。 利用者（私道に隣接する土地・家屋所有者及び使用者）全員が公共下水道の布設を希望しており、工事完了後は速やかに宅地内の水洗化改造工事を行うこと。 私道敷地内の土地所有者全員の土地使用承諾書を提出できること。 下水道事業受益者負担金の滞納がないこと。 沿道の方から代表者を選任できること。</p> <p>(費用負担) 汚水ますを設置する場合は、1か所につき13,000円</p>		<p>名称： 内容：全額公費負担</p>		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。</p>



堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（下水道）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（上下水道関係）	関係項目	水洗便所改造資金の貸付及び助成
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
<p>名称：環境整備資金貸付制度                      内容                      既設のくみ取り便所（し尿浄化槽による便所を含む）を、水洗便所に改造される方を対象とする貸付制度</p> <p>貸付金の限度額                      便槽 1 個につき 400,000 円以内</p> <p>利息                      無利子</p> <p>償還方法                      36 月以内の均等月賦償還</p>	<p>名称：水洗便所改造資金の助成                      内容</p> <p>1 水洗便所改造資金助成                      (1)水洗便所改造工事補助金制度                      水洗便所改造工事に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付する。                      1 戸建住宅の場合 くみ取り口 1 個当たり 5,000 円</p> <p>(2)融資あっ旋制度                      水洗便所改造工事に必要な資金を融資機関に融資のあっ旋を行う。                      融資あっ旋限度額                      1 戸につき 400,000 円以内・工事費の 9 割以内</p> <p>利率                      年 4.4 パーセント以内</p> <p>償還方法                      36 月以内の元利均等月賦償還</p> <p>2 水洗便所改造工事資金融資完済補助金制度                      水洗便所改造工事資金融資 1 件について、融資実行時の約定返済利息の額に 1 / 2 を乗じて得た額を交付する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・美原町における水洗便所改造工事補助金制度については、当面制度を存続し、5 年以内を目途に調整する。</li> <li>・美原町の融資あっ旋制度については、堺市の貸付制度に統一する。</li> <li>・美原町の水洗便所改造工事資金融資完済補助金制度については、合併前の融資あっ旋分について、制度を継続する。</li> </ul>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会（下水道）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（上下水道関係）	関係項目	都市計画下水道事業受益者負担金
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に新市で調整する。		
現		況	
堺市		美原町	
<p>名称：都市計画下水道事業受益者負担金 内容 都市計画事業として執行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条第1項の規定に基づき徴収する下水道事業受益者負担金</p> <p>3年以内に公共下水道の整備される区域を対象に受益者負担金の賦課対象区域を定め公告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課対象区域内の土地所有者に対して、申告書・パンフレットを送付</li> <li>・地元説明会の開催</li> <li>・賦課対象区域内の土地の面積に単位負担金額を乗じた額を賦課する。</li> <li>・年3回（8・12・2月）の15回分割（5年）徴収する。全額一括納入も可能</li> <li>・減免、徴収猶予制度あり。</li> <li>・平成14年度末現在13負担区</li> <li>・単位負担金額（100円～257円/m<sup>2</sup>）</li> <li>・事業認可区域の全域に負担区設定済み。</li> </ul>		<p>名称：都市計画下水道事業受益者負担金 内容 公共下水道に係る都市計画事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条第1項の規定に基づき徴収する下水道事業受益者負担金</p> <p>3年以内に公共下水道の整備される区域を対象に受益者負担金の賦課対象区域を定め公告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者申告書の送付</li> <li>・受益者負担金決定通知書の送付</li> <li>・受益者毎に、1m<sup>2</sup>あたりの負担区に応じた金額と土地の面積に乘じた額を賦課する。</li> <li>・年2回（7・12月）の6回分割（3年）で徴収する。全額一括納入も可能</li> <li>・減免、徴収猶予制度あり。</li> <li>・平成14年度末現在5負担区</li> <li>・単位負担金額（604円～620円/m<sup>2</sup>）</li> <li>・事業認可区域内に負担区未設定の区域あり。</li> </ul>	
調整の具体的内容			
当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に新市で調整する。			

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	職員の適正配置	職員の適正配置	新制度に再編	新たに計画を策定する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	人事事務関係(意向調査制度関係)		堺市制度で実施	堺市独自制度のため継続する。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	安全衛生管理関係(安全衛生委員会関係)	安全衛生管理関係(安全衛生委員会関係)	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	安全衛生業務	安全衛生業務	堺市制度で実施	堺市の例に合わせる。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(上下水道関係)	指定手数料、指定証書手数料	指定手数料	堺市制度で実施	堺市制度に統一する。

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	私道排水設備工事補助金事務		堺市制度で実施	堺市のみ該当するため、堺市の現行どおりとする。
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	私道公共下水道布設事務	私道公共下水道布設事務	堺市制度で実施	堺市に統一する。
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	下水道使用料賦課事務	下水道使用料賦課徴収事務	堺市制度で実施	堺市に統一する。
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	下水道事業計画	下水道事業計画	堺市制度で実施	堺市に統一する。
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	下水道の水質規制	下水道の水質規制	堺市制度で実施	堺市に統一する。
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	下水道管渠の調査・設計	下水道管渠の調査・設計	堺市制度で実施	堺市に統一する。
24 各種事務事業の取扱い (上下水道関係)	地方公営企業法適用事務 (企業会計)	特別会計事務	堺市制度で実施	堺市に統一する。